



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<http://www.inoken.gr.jp>

大阪高裁で2つ目の画期的判決

建設アスベスト大阪高裁（大阪地裁ルート）

強い雨が降り続く中、傘もささずに法廷を飛び出した3人の弁護士が誇らしく旗を掲げました。

8月31日の京都地裁から上がった大阪高裁判決は、「全面勝訴」という表現が当てはまる画期的な勝訴判決でした（写真）。続いて9月20日に言い渡された、大阪地裁ルートの大坂高裁判決も、京都ルートの判決にも劣らない、画期的な判決となりました。

この判決のポイントを以下に挙げます。全体の状況は全国建設アスベスト訴訟判決の一覧をご覧ください（2頁）。

- ①国の責任を10回連續で認める判決となりました。
- ②一人親方にも国の責任を認定しました。一人親方は、労働安全衛生法の直接の保護対象とはならないが、国家賠償の保護範囲としては一人親方にも及ぼすべきであるとしました。
- ③内装材、外装材、保温材料などでシェア10%以上を占める建材メーカー8社の責任を認定しました。（A&AM、神島化学、積水化学、大建工業、ニチアス、日東紡績、ノザワ、エムエムケイ）。
- 共同不法行為責任を認めました。
- ④この判決は、国は製造禁止を早めるべきであったとする大阪地裁判決を維持し、違法時期を1995年からという地裁判決を違法期間を4年間延ばして91年からとしました。

国は被害者に向き合え

こうして、まず国の責任は最高裁で審理を始める前に、ほぼ決着したと言える状況になったと考えられます。国家賠償を求める訴訟で国が10連敗した例はこれまでにありません（原爆訴訟など行政訴訟は別）。

国は責任を認めて、早期に関連企業をまとめ、建設従事者石綿被害救済制度を創設するために動き出さなければなりません。にもかかわらず、裁判所の和解勧告を拒否し、ここまですべて企業と一緒にになって上告（上告受理申立て）をしてきました。



国は被害者に向き合うのではなく、製造メーカーと一体となっています。多数の被害者が出ているこの問題を解決する気が全くないと指摘せざるを得ません。この事態は、毒物を認可してきた国が、毒物を製造して利益を上げてきた企業をかばい、一体となって被害者と敵対していると言わざるをえません。本当にひどい話です。この点は、いっそう強く指弾されるべきです。

建設訴訟がはじまってからずっと、被害者・原告は企業に対して「建設従事者救済基金」創設に参加せよと粘り強く要求し続けてきました。例えば、ニチアスなどはいくら申入れしても被害者と会わないという態度をとっていましたが、企業本社を包囲するような行動も力となり会わざるを得なくなっています。

（2面につづく）

〈今月号の記事〉

1面つづき／理事会報告	2面
御巣鷹山慰靈登山	3面
各地・各団体のとりくみ じん肺キャラバン／徳島／建交労／職業がんをなくす患者と家族の会	
／神奈川／愛知	4～6面
労働法制中央連絡会総会／私の健康法	7面
労働政策審議会基本部会報告書批判	8面

いくつかの企業が、「国が救済基金に動き出すのなら」検討するという姿勢になってきており、今後は九州と北海道の高裁判決と最高裁での審理という流れになりますが、法廷でのたたかいとともに「一日も早い解決を」求める大規模な行動が重要です。なお、国会では議員の過半数が、救済基金に賛同する意志を表明するようになっています。

最後に、このたたかいは、全国6カ所ではじまり全国で協力・連携しながら進められてきました。泉南アスベスト国賠で工場労働者以外のトラック運転手の被害が認められ、それが基礎になって一人親方の被害が認められる流れができてきました。全国のたたかいの共同と連帶の力を強く感じます。

大阪高裁判決は、江口とし子裁判長によるもので

メーカー責任	建設アスベスト訴訟 各判決で認められた国の責任の時期・違法原因										
	1972 S47	1974 S49	1975 S50	1976 S51	1981 S56	1991 H3	1995 H7	2002 H14	2004 H16	2006 H18	
X 神奈川1陣横浜地裁 2012/5/25	国の責任認めず										
X 東京1陣東京地裁 2012/12/5	吹き付け対策:防じんマスク義務化(75~送気マスク) 屋内:警告表示・マスク										
X 九州1陣福岡地裁 2014/11/7	屋内:警告表示・マスク										
X 大阪1陣大阪地裁 2016/1/22	屋内:警告表示・マスク 製造禁止										
O9社 京都1陣京都地裁 2014/1/29	吹き付け:送気マスク	屋内:警告表示・集塵機付き電動工具 屋内:マスク 室外 ←警告・集塵機付き電動工具									
X 北海道1陣札幌地裁 2017/2/14	屋内:警告表示、マスク										
O2社 神奈川2陣横浜地裁 2017/10/24	屋内:警告表示 屋内:マスク										
O4社 神奈川1陣東京高裁 2017/10/27	屋内:マスク、教育										
X 東京1陣東京高裁 2018/3/14	屋内:警告表示・マスク *一人親方救済										
O10社 京都1陣大阪高裁 2018/8/31	吹き付け:送気マスク	屋内:警告表示・集塵機付き電動工具 *一人親方救済 屋内:マスク 室外 ←警告・集塵機付き電動工具									
O8社 大阪1陣大阪高裁 2018/9/20	屋内:警告表示・マスク*一人親方救済 製造禁止										

関西建設アスベスト弁護団・*小林邦子弁護士作成の表に加筆

す。この裁判官は、2012年5月の横浜地裁では国の責任も、メーカーの責任も一切認めない判決を書いた方です。この間の全国のたたかいの前進と世論の力が大きな変化をもたらしています。皆さんの支援が何より力になると思います。

(大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司)

第5回理事会報告 20周年記念シンポジウムとレセプションは2月2日開催

10月13から14日にかけて、いのちと健康全国センターの2018年度第5回理事会が開催されました。福地理事長は会議の冒頭のあいさつで、この2カ月間で色々なことがあったこと、台風や地震の被害者にお見舞いを申し上げるとともに、沖縄県知事選挙での玉城デニー候補の勝利を喜び合いました。そして結成20周年を迎えようとしている今回の理事会の重要性を強調しました。

第5回理事会では、「20年目を迎える『いの健』の目標と課題」について協議し、「いの健」のセンター機能の強化、いの健「感情労働と健康センター（仮称）」の設立、「人づくり」の本格化、政策提言力の強化、働く人々の健康を守る諸団体との連携強化などについて論議しました。続いて「20周年記念事業」について協議、20周年記念シンポジウムとレセプションを来年の2月2日に開催すること（翌2月3日には「第13回地方センター交流集会」

も開催します）、機関紙の2019年冬号と春号を20周年記念誌として発行すること、ホームページのリニューアルなどについて論議しました。

10月18日に厚生労働省に要請・懇談する「1. 大規模災害時のアスベスト飛散防止及び復旧・復興作業に従事する労働者の過重労働の回避とメンタルヘルス対策強化」、「2. 労災担当事務官及び安全衛生担当技官の増員」「3. 『雇用によらない働き方』に対するいの健全国センターとしての基本的な立場と要求」「4. 職場のハラスマントに対する実効ある法的規制の要請」の内容について協議しました。また、11月7日には環境庁、国土交通省及び総務省に対し、「自然災害時及び普及作業におけるアスベスト飛散防止のための要請・懇談」をおこなうことも確認しました。最後に、12月7日に開催する「第21回総会」の議案の第1次討議を行い、終了しました。

(全国センター 岩橋祐治)

日航機墜落から33年 安全とリスクを考える

航空労連・御巣鷹山慰靈登山に参加して

33年前の1985年8月12日、羽田発伊丹空港行のJAL123便が群馬県上野村の御巣鷹の尾根に墜落。乗員・乗客524人中520人が亡くなるという単独機で史上最悪の航空事故となりました。航空労連が毎年実施している御巣鷹山への慰靈登山に参加してきました。

広範囲に広がる墓標

登山の参加者は50人余り。OB・現役を含め、管制官・乗員・整備の人など航空関係者が中心です。早朝6時に羽田空港に集合しバスで御巣鷹山に向けて出発しました。目的地は、長野・埼玉・群馬の県境にある群馬県上野村の御巣鷹山の尾根です。登山口到着が10時過ぎ。墜落現場である昇魂の碑まで歩き始めました。30分ほどの道のりですが傾斜は急で、8月に遺族が登ることの苦労がしのばれました。

登り始めて間もなく、「4F、5F、5G→」という案内版が目に入りました。遺族が建てた墓標の位置をさす案内版です。まだまだ尾根には距離のある所から墓標も見えてきます。広範な事故現場と事故の過酷さを実感しました。事故機は、尾根に翼をぶつけ機体をさかさまにして墜落。機体の後ろ部分は、スゲノ沢と言われる地点まで滑り落ちていきました。前部分は墜落の衝撃で破壊されその後炎上。樹木をなぎ倒しながら谷に落ちた後部は、衝撃が比較的小さく、4人の生存者はこの沢から発見されました。

事故原因は明らかにされていない

事故原因について、運輸省事故調査委員会の報告を概略すると次のような内容です。

「7年前の飛行機の尻餅事故の際に損傷を受けた圧力隔壁に対する修理ミスがあったため、疲労破壊による亀裂が進行。強度が低下していた圧力隔壁が123便のフライト時に、客室内の圧力に耐えきれず破壊し、客室内の大量の空気が瞬時に垂直尾翼内に流れ込み、客室内は急減圧。垂直尾翼を破壊し4系統ある油圧システムをすべて破損し操縦不能にした」。しかし、航空労組連の芦沢直史さんは、昇魂の碑の前での解説で「（その結論には）「生存者の証言と一致しないことが多く納得できない」と語っています。乗員が酸素マスクを着用していなかったこと、「耳は軽く詰まっただけ」という証言、客席

の状態からも急速な温度低下が見られないことなど、わかっていることとの矛盾が大きく、急減圧はなかったのではないか、事故調査委員会報告は、初めにあったシナリオに合わせただではないかと指摘します。

事故調査の目的は「(同種)事故の再発防止」です。

事故から10年後、遺族から調査再開の申し入れが行われました。しかし、事故調査委員会は1999年11月、情報公開に備えて事故調査関係の資料の廃棄処分を実施しました。取材を受けた調査委員の一人は「ボイスレコーダーの記録も廃棄し、再調査はできない」と発言したそうです。

空の安全は人が守る

安全に関わるリスクの中で注目されているのは「疲労管理」です。航空事故の15~20%に「疲労」が関係していると言われています。

客室乗務員（CA）の業務中の緊急搬送が続いている。運行乗務員も過酷な勤務を強いられています。世界的には「乗務員の疲労管理による安全性向上」が強められ、日本でも、今年10月から乗員を対象に疲労管理システムがスタートしました。疲労を「安全運航に影響を与えるリスク」ととらえ、「体系的に疲労のリスク回避、またはマネジメントする」システムです。乗員組合ではシステムに組合がかかわること、何より「疲労した状態」を申告できる職場環境をつくることが必要とされています。また、日本航空キャビンクルーユニオンでは、早期に対象職種を広げることを要求しています。

御巣鷹山では30年以上たった今でも、事故機の破片がたくさんみつかっています。子どもの墓標の前にはたくさんのおもちゃが供えてありました。リスクの一つひとつを、働く人の実感を含め、真正面から取り組む重要性を感じた1日となりました。

（全国センター 岡村やよい）



斜面に広がるたくさんの墓標

各地・各団体のとりくみ

じん肺
キャラバン

声を振り絞っての訴え

2018なくせじん肺全国キャラバン出陣式

9月27日「なくせじん肺全国キャラバン」出陣式が、三井金属神岡鉱山じん肺訴訟の地元である岐阜県飛騨市神岡町で開かれ、300人以上が参加。出陣式では、全国トンネルじん肺根絶訴訟、建設アスベスト訴訟、新北海道石炭じん肺訴訟、西日本石炭じん肺訴訟、三菱重工長崎造船所じん肺訴訟の各原告代表から高らかに決意表明しました。

9月20日の建設アスベスト訴訟の大坂高裁勝利判決、北海道住石の勝利和解が報告され参加者を勇気づけました。もはや国や加害企業の責任は争う余地なく明らかになりました。しかし、じん肺・アスベストの加害企業の多くは、現在もなお執拗にじん肺加害責任を争っています。

三井金属神岡鉱山じん肺第1陣訴訟では、昨年3月、最高裁決定により三井金属鉱業らの加害責任は確定しています。司法の判断が示されたにもかかわらず、原告・遺族にひとことの謝罪すらありません。係争中である2陣訴訟においても、争いを続けています。

また、国によるじん肺の厳格な認定を医学上確定されていないCT画像を根拠に否定する、不当な主



張をおこなっています。

神岡鉱業で働きじん肺に罹患した長田義弘さんが「3年前、肺がんと診断され切除手術を受けた。3年の命と宣告され、今年が最後かと……こんな恐ろしいじん肺をだしてはいけない、会社は解決しなければいけない」と声を振り絞って参加者に訴えると、三井金属鉱業らの悪辣さに参加者から強い怒りと勝利解決への力強い支援の声があがりました。

出陣式終了後、デモ行進を行いました。神岡の町に「なくせじん肺」「被災者の救済を」の声が響きました（写真）。47都道府県でじん肺やアスベスト被害の早期救済と一日も早い根絶、すべての労災職業病の根絶をめざしてキャラバン行動が開始しました。

（建交労 福富保名）

徳島

「職場の様子がよくわかった」 職場交流会＆臨時総会

8月17日、徳島市内で「職場交流会」を開催、17人が参加しました。各団体から職場で取り組んでいる安全衛生について報告しました。

徳島医労連の井上純・岡本智子両氏は「『ノーリフト』で組織拡大を引き続き図っている。例えば訪問の医療・介護従事者に講習会案内の封筒を渡すだけでも宣伝になるので協力を」と発言しました。徳島文理大学教職員組合の鈴木真也氏は、「労安委員会で取り組みハラスメント規定の文章化が実現した。HPで見られるようになった。今後『見える化』を図る」と報告しました。オルトトルイジンの会の三上健司・三原栄次両氏は「1人で労災申請をしているが約2年たってもまだ決定されない。県南部での組織拡大を模索している」と話しました。

徳島労建労の福田茂氏は「組織拡大統一行動に取り組んでいること、救済制度の充実と医師体制の確立などを求めている」と報告しました。建交労の野口正良・井上玉紀両氏は「運輸職場で精神疾患を発症

した1人が労災不支給取り消しを求めて裁判中である、トラック職場のパワハラが多い、職業病『振動障害』の療養が守られるよう取り組んでいる」と報告。



徳島国交の杉山元資郎氏は「昨年の落雷で朝一番に現場に駆けつけたり、県外で災害復旧にあたる仕事もあり人出が少なく、通常業務が脅かされている。勤務時間短縮と人材育成を求めていく」と発言しました。

とくしま生協労組の豊田門朗氏は「今夏熱中症対策として塩飴配布やペットボトル半額補助を実現させたが、5人の発症者がいた。配送仕事130人中100人がパート、そのうち30人が入れ変わる。低賃金だけが理由ではなく暑さの中での仕事がきついからだ」と報告しました。各報告後、「各職場の様子が良く分かった。次回は意見交換できる時間を取りたい」と播磨金博理事長が発言しました（写真）。

交流会後臨時総会を開催。議案は満場一致で採択されました。（「いのけん徳島ニュース」より）

各地・各団体のとりくみ



トラックドライバーの過労死認定ワースト1 「トラックの日」行動

建交労全国トラック部会は、10月9日「トラックの日」行動にとりくみました。

医療機関などの協力を受け、各地の高速道路PA（パーキングエリア）やSA（サービスエリア）、TS（トラックステーション）などで約160人にもおよぶ健康チェック（血圧検査・尿検査・体脂肪率）をおこない、アンケートや署名にとりくみ対話と組合加入をよびかけてきました（写真）。

今回の「トラックの日」行動は、昨年同様に全国労災職業病部会も参加を決定し、全国11カ所で開催、117人が参加しました。

トラック輸送は、日本経済・国民生活にとってなくてはならない動脈と血液の役割を果たしています。その果たしている社会的役割にふさわしい賃金・労働条件の獲得が、私たちトラック運輸産業で働く労働者の要求です。しかし一方で、運賃水準の低下、燃料高騰、規制緩和による過当競争、環境・安全規制への対応など、トラック輸送業界を取り巻く環境は厳しく、克服すべき課題も山積しているのが現状です。

また、トラックドライバーは、過労死の労災認定

においてワーストワンを記録し続け、全産業の中で異常ともいえる高水準で推移しています。

2017年度では道路貨物運送業の過労死等認定件数が253件中85件の33.6%、うち死亡件数が92件中37件の40.2%となっています。次に過労死が多い産業・業種ではサービス業の6件6.5%であることから、道路貨物運送業の圧倒的な多さは歴然です。



「トラックの日」行動において、対話から浮かび上るのは相変わらず過酷なドライバーの現状です。大分県から来ていたドライバーは「月に29日間働くこともある、手取りの収入は20万円以下のときもある」と深刻な実態を話していました。

建交労全国トラック部会は、安全・安心のトラック輸送と労働条件の確保を目的に「トラック政策」を作成しトラック大運動を進めています。若者がトラックに乗りたいと思えるような、魅力あるトラック産業に向けた運動に引き続き取り組んでいきたいと思っています。

（建交労 鈴木正明）



職業がんの包括的予防策を求める 厚労省要請

9月28日、静岡のイハラケミカルにおいて、MOCAによる膀胱がんの発症が12人と多発している問題について、職業がんをなくす患者と家族の会、いの健全国センター、全国労働安全衛生センター連絡会で厚労省要請を実施しました（写真）。

この問題は、福井の三星化学工業の事案に伴って行ったオルトトルイジン（OT）を取り扱い事業所の厚労省全国調査で判明したものです。「この件で労災申請がだされているか」の質問には、「会社を通じて本人に説明している」との回答。すかさず、三星化学工業の田中さんが「被災者は会社や周囲が恐くて労災申請など簡単にできない」と反論。本人任せではなく厚労省が指導すべきと要望しました。また、正式にOT及びMOCAによる膀胱がんが労働基準施行規則第35条表第1の2に掲載されるための専門家検討会を早急に開催することを求めました。

第13次労働災害防止計画にある、「職業性疾病を疑わせる段階において国が把握できる仕組みの検

討については、「具体化はしていない」との回答。業務上疾病の疑いがあった場合、臨床医や作業環境測定士から労基署へ通報できる制度などを私たちから提案しました。



最後に、海外勤務で特定芳香族アミンにばく露し、膀胱がんを発症した事案について要請を行いました。この事案は審査請求でも「発がん性を有する特定芳香族アミンの混入が確認できない」と棄却されました。1労働者が海外出張中にばく露した化学物質の組成まで把握はできません。厚労省は「労災認定には相当因果関係があれば良い」としますが、実際には①化学物質の特定、②その物質の発がん性、③被災者の発がんとの個別的原因関係の証明という過度な立証責任を求められます。また要請では、がん対策基本法に職業がんをきちんと位置付けることを強調しました。（「職業がんをなくそう通信」より）

各地・各団体のとりくみ

神奈川

職場からのとりくみが重要 過労死・過労自殺問題学習交流集会

「いの健」神奈川センターは9月29日、「過労死・過労自殺問題学習交流集会」を開催し、23人が参加しました。初めに堀内静夫会長が、「自然災害には普段からの対策と備えが必要だ。しかし、過労死は“人災”だ。過労死家族や田渕先生の話しを聞いて勉強し、たたかう力を身につけていこう」と、学習会にのぞむ構えについて話しました。

田渕大輔弁護士（神奈川労働弁護団前事務局長）は、「過労死・過労自死は1980年代から弁護士がとりくみ、画期的な判決を勝ちとっているが、それでも減少していない。厚労省の“過労死等防止対策白書”の事例に着目し、対策を考えていきたい。」として、『過労死・過労自死の現状と職場の課題』と題して講演しました（写真）。

田渕氏は、脳・心臓疾患や精神障害にかかる労災認定件数（300～400件台で推移）を示し、これは「氷山の一角」にすぎない。日本社会の現状は、過労死が認知されて四半世紀たっても減らず、これだけの犠牲者を出している“恥すべき社会”であると指弾しました。また、精神障害は20～40歳代の



若い世代に多く、背景には、正規・非正規・派遣社員という労働者の分断があり、労働者の“団結”が生まれにくい仕組みがあるとして、政府の「働き方改革」の問題点を解明しました。とりわけ若い労働者には、「1日8時間・週40時間・36協定による時間外規制」のルールを守る意識を身につけさせ、経営者にもこれを守らないのは「犯罪」だという意識を持たせる職場からのとりくみが重要であり、労働組合の役割發揮が求められていると結びました。

「過労事故死」を認めさせたグリーンディスプレイ原告遺族の渡辺淳子さんと、「働き方改革」に連日、粉骨碎身した神奈川家族会の工藤祥子さん、労災でたたかっている仲間からの報告や、教員の長時間労働の実態も出されました。最後は、住谷和範神奈川労連議長が、労働局の労災業務に携わる人員減などを指摘し、たたかう決意を決めたあいさつで締めました。

（神奈川センター 鈴木信平）

愛知

改悪された「働き方関連法」を職場に持ち込むな！ 第28期総会

愛知健康センターは8月25日、第28期の総会を開催。労組や民主団体、個人会員、労災裁判の当事者など70人が参加しました。

第1部は特別企画「若者がかかる健康で人間らしく生きるために」のミニシンポでした（写真）。名古屋市市会議員は「職員に年間600時間を超える労働者が右肩上がりに増えている。在職死亡の中には過労死も」と発言。ユニオン委員長は「自らの体験を踏まえ、次代を担う若者に労働運動をさまざまな工夫をして発信したい」。福祉保育労員は「働きがいのある仕事。でも残業が多く給料の安い不人気職場に。労働条件の改善を図りたい」、「エキタス」の若者は「結婚を考えるとき労働組合にたどりついだ、職場でものが言える組合があつてこそたかえる」、安城市会議員「職場は月100時間を超える過労死ライン。行政は民間委託で責任を放棄」と発言し、未来に続く論議が行われました。

総会は猿田正機理事長あいさつの後、東海労働弁護団 白川秀之弁護士、社医研センター・佐々木昭



三氏、愛労連事務局長・知崎広二氏の連帯あいさつがありました。

鈴木明男・事務局長の報告の後、内野博子・過労死家族の会代表から裁判を闘っている仲間が紹介され、それぞれ訴えがされました。続いて、水野幹男弁護士から最近の過労死裁判の動向が語られました。

討論では労働相談問題、視覚障害者と共同する「ホームに柵」運動、美濃の山奥で見つけた戦争の傷跡など6人が発言しました。

提案された運動方針を始め会計、規約などと「職場に改悪労働法制を持ち込みを許さない」特別決議を満場の拍手で確認。今年1年間の運営は理事長、3人の副理事長、事務局長、3人の事務局次長と27人の理事（内4人は事務局員兼務）、7人の事務局員が行うことになります。（愛知健康センター 吉川正春）

過労死なくす 真の「働き方改革」を！

2018年度労働法制中央連絡会総会

労働法制中央連絡会は10月4日、ラパスホール（東京労働会館）にて2018年度総会を開催しました。9団体12単産、10都道府県から61人が参加し、活動の総括と方針を確認しました（写真）。

高プロ導入は、しない、させない、容認しない

法政大学・上西充子教授が「働き方改革関連法案をめぐる攻防を振り返って～深さと広がりをもった対抗の力を」と題した記念講演を行いました。上西教授は、「高プロ」と過労死残業の上限を強行された原因として、世論への訴え不足を指摘。国会の真実を知らせる「国会パブリックビューイング」の意義を訴えました。

連帯のあいさつは、東京過労死を考える家族の会・中原のり子代表が、「一括法は成立してしまったが、これから何をすべきかを考え、行動しなくてはいけない。労働組合にはぜひがんばってほしい。高プロ導入は、しない、させない、容認しないことが重要」と強調しました。

労働法制の真の改正を

労働法制中央連絡会・伊藤圭一事務局長が、議案を提案しました。働き方関連法案においては、企画業務型裁量制では制度の立法根拠をつきストップさせたものの、高度プロフェッショナル制度では数の力で押し切られてしまいました。そのことについて、



「論理で勝っても勝負に勝てないという痛い経験になった」と振り返り、もっと多くの人に国会でおきていることをどう伝えるかが課題と提起しました。また、職場で、今回の改正法で勝ち取れたものを活用し、高プロを職場に入れさせないたたかいを強め、制度廃止要求も取り組んでいくことを提案しました。

今後も課題は満載です。高プロ廃止、解雇の金銭解決や裁量労働制の拡大阻止。36協定やガイドライン活用で過労・格差のない職場づくり。ハラスメント防止法と同一労働同一賃金の実現、雇用されない働き方の悪用阻止など、各課題に連絡会の各団体が持ち味を活かして取り組み、労働法制の真の改正を実現しようと決意を固め合いました。

当日は9人の方よりフロア発言をいただきました。

（全労連 井之上 亮）

シリーズ 私の健康法（10）

自治労連 水谷 文

専従になって出会ったフルート

ストレスフルな毎日を乗り越えるためには、「今自分の置かれている場所以外にも世界はある」ことを肝に銘じる、というのが私の信条です。その意味で、音楽の世界は私にとって欠かせないものです。（もちろん、音楽家になるとかいうことではありません）。

以前はずっとコーラスをやっていましたが、専従になってからは、いつ何が飛び込んでくるかわからず「人と一緒にやるのは無理」と泣く泣くあきらめました。代わりに見つけたのがフルートです。いわゆる「大人の音楽教室」でお試し入会キャンペーンをやっているところに通りかかり、ダメ元で挑戦してみたのが結構続いています。

年に1～2回は発表会などというものもあり、最



初は心臓バクバクで息があがり、「あれ、さっきまで出ていた音が出ない」という悲惨な場面もありましたが最近は大分ずうずうしくなってきました。昨年の自治労連の望年会では、委員長のサックス・書記長のギターとコラボを披露しました（写真）。

管楽器なんて初めてでしたが、息の吸い方・はき方、姿勢等々意外とコーラスと共通したものがあるんですね。お腹を使って呼吸をすること、十本の指を動かすことも健康法につながるかもしれません。

現状分析もなく、目標も内容もない

労働政策審議会基本部会報告書批判

2018年9月5日、労働政策審議会は、労働政策基本部会の報告書「進化する時代の中で、進化する働き方のために」を了承しました。

公労使の三者構成を否定

労働政策基本部会は、「労働政策審議会の各分科会及び部会を横断する中長期的課題、就業構造に関する課題、旧来の労資の枠組に当てはまらないような課題について審議を行う」組織で、「15人以内の有識者で構成」するとして、労働政策を審議する基本である公労使の三者構成を否定しているところに最大の特徴があります。労働政策は労使の対立が激しいため、労使の社会的対話が必要として政府代表、労働者代表、使用者代表の三者構成をとるのが大原則となっていますが、それを真っ向から否定しています。実際の委員構成も、学者・弁護士が5人、会社の社長や役員などが7人、連合関係者が3人となっていて、相変わらず全労連からは委員は選ばれていません。そのため報告書の内容も、使用者側の意向が強く反映され、労働者保護という基本的視点が乏しいものとなっています。

「労働生産性の向上」が労働政策の目的に

報告書は、第1章「技術革新（A I等）の動向と雇用・労働への影響」、第2章「働く人全ての活躍を通じた生産性の向上等に向けた取組」、第3章「時間・空間・企業に縛られない働き方」の3章構成となっています。

第1章では、「A I等の技術革新が雇用・労働に与える影響は予測が難しい」として、何ら具体的な提言は行っていません。こうした姿勢は、1980年頃からのME化の雇用に与える影響を検討し、「ME化対応5原則」を打ち出し、政労使がとるべき行動として「①雇用の安定と拡大、②労働者の適応と能力開発、③労災防止、労働条件と勤労者福祉の向上、④政労使の意思疎通、⑤国際協力」を定めたのとは大違います。

第2章では、生産性の向上に向けた取組の現状と今後の課題が、生産性の向上、企業による人材育成と個人の自己啓発、労働移動の3項目で、分析・提言されています。「働き方改革」一括法の成立によって、雇用対策法が労働政策推進総合法に衣替えさせられて、「労働生産性の向上の促進」が労働政策の目的の一つとなりましたが、労働政策の目的に「労

働生産性の向上」を入れることには極めて強い違和感があります。労働生産性は“労働強化”をすれば向上します。「労働生産性の向上を促進する」ことが労働政策の基本に置かれたら、労働者の労働や生活より企業のもうけを優先することにつながり、労働政策が労働者保護の社会政策から企業優先の経済政策となってしまう危険性をはらんでいます。労働生産性は、国レベルでは「GDP（国内総生産）÷就業者数（×労働時間数）」で計算されますが、日本の労働生産性が低いのは日本の労働者が「低賃金・長時間労働」だからです。長時間労働が分母を大きくし、低賃金がGDPの6割を占める消費購買力の低迷となり分子を小さくしているのです。したがって、日本の労働生産性を引き上げるには、賃金の引き上げと労働時間の短縮が決定的です。しかし報告書にはそうした記述のかけらもありません。

「雇用類似の働き方」保護を先送りに

第3章では、「時間・空間・企業に縛られない働き方」として、雇用類似の働き方、テレワーク、副業・兼業が検討されています。「雇用関係」によらない「個人請負」といった働き方は、“労働者性”を否定し「自営業者」として使われることにより、第1に労働基準法や労働安瀬伊衛生法など労働者保護法の対象とされない、第2に労働保険（労災保険、雇用保険）や社会保険（健康保険、厚生年金）が適用されない、第3に労働基本権が否定されるなどの問題があり、その結果フリーランスと呼ばれる「雇用関係によらない働き方」で働く人は極めて不安定で劣悪な状態で働かされています。こうした「雇用類似の働き方」をしている人の保護を先送りしているのが今回の報告書の特徴です。「雇用類似の働き方」をしている人に対して、広く労働者性を認めて、労働者保護法や労働保険・社会保険を適用し、労働基本権も保障すべきであり、自営業者についても発注者や元請け企業に対し弱い立場にある者については「労働者と類似した人」「労働者と同等視できる者」として“労働者とみなし”で労働者のように保護していくべきではないでしょうか。

今回の報告書は、労働者の現状分析（低賃金、長時間・過密労働、非正規労働の増大など）もなく、「進化する働き方のために」とあるがその目標・内容も明らかにされていません。空虚で無内容な報告書と言わざるをえません。（全労連 岩橋祐治）